

CPD ニュースレター第 14 号



「CPD 会員」から「CPD 個人登録者」に変わります (技術者継続教育機構の用語が本年 4 月 1 日から再度変わります)

農業農村工学会継続教育部

1. 「技術者継続教育機構の規程・運営細則」に使われている用語の再変更について

当学会は公益法人への移行を前提として、昨年 4 月 1 日から「技術者継続教育機構の規程・運営細則」に使われている用語を変更しました (CPD ニュースレター第 13 号, 第 78 巻第 4 号 67 ページ掲載)。その後、公益法人化のための更なる検討を進めてまいりましたところ、昨年の用語の改正では不十分であることが判明しました。

理由は、次のとおりです。

① 当学会の「CPD 会員」は、学会の代議員の選挙権および被選挙権が与えられていない。したがって「CPD 会員」は、理事、役員になることはできない。

② ①のように「CPD 会員」は、農業農村工学会の運営に関わることができないことから、「会員」という用語を使うことは不適切である。したがって、「会費」という用語も不適切である。

以上の理由から、「学会の会員」とは区別するためにも、「CPD 会員」は「CPD 登録者」に、「CPD 会費」は「CPD 利用料」に変更することにしました。

これに伴い、「CPD 会員」は「CPD 個人登録者」, 「CPD 法人会員」は「CPD 法人登録者」, 「CPD 会費」は「CPD 利用料」, 「入会金」は「CPD 登録料」などに用語を変更します。

このことについて、「CPD 運営委員会」, 「CPD 評価委員会」, 「CPD 評議員会」に諮り、本年 3 月 14 日開催の第 218 回理事会の承認を得ましたので、本年 4 月 1 日から施行いたします。

これら以外にも、「技術者継続教育機構の規程・運営細則」に使われていない用語についても変更があります。一例を挙げますと、「CPD 個人会費」は「CPD 個人利用料」, 「CPD 会員番号」は「CPD 個人登録者番号」などになります。

なお、「運営細則」は「運営要領」と文書名が変わります。

「CPD 個人登録者」の皆様には耳慣れない用語が並びましたが、早く馴れ親しんでいただきますようお願い

いたします。

2. 「平成 22 年度継続教育記録ノート」に証拠書類を添付すべき教育形態の範囲を拡大したことについて

平成 23 年 4 月から受け付ける「平成 22 年度継続教育記録ノート」から、証拠書類を添付すべき教育形態の範囲が、従来の下記③に加え、下記①および②の教育形態にも拡大されます。(詳細はホームページをご覧ください。)

証拠書類の添付のない場合は、CPD ポイントとして認められませんのでご注意ください。

① 学会などへの論文発表, 学術図書の執筆など (教育形態の「k」, 「l」, 「m」, 「n」)

区分記号	申請内容	申請時に必要な証拠書類
k	国際学会での論文発表	論文の全ページ(会誌名, 発行年月日を記入)のコピーを提出して下さい。ただし, 農業農村工学会発行の「学会誌」, 「論文集」, 「PWE 誌」については, 論文のコピーの提出は, 必要はありません。
l	学術雑誌(査読付き)への論文発表	
m	その他論文発表	
n	技術図書の執筆	

② 学会などでの口頭発表など (教育形態区分の「g」, 「h」, 「i」, 「j」)

区分記号	申請内容	申請時に必要な証拠書類
g	国際学会での口頭発表	申請には「口頭発表実施日」「発表会の名称」「論文の題名」が必須となります。口頭発表したことが判定できる学会講演集等の目次などの発表者氏名, 発表時間(分)が記入された資料のコピーを提出して下さい。
h	国内の学会での口頭発表	
i	国内の学術的な活動をしている団体・協会等での口頭発表	
j	その他での口頭発表	

③ 従来から証拠資料のコピー添付をお願いしているもの (教育形態の「ad」, 「r」, 「s」, 「t」, 「u」, 「v」, 「w」, 「y」, 「z」)